

交野市広告入りおくやみハンドブック無償提供に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等が利用するおくやみハンドブックの無償提供に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する冊子の仕様、設置場所及び期間)

第2条 広告を掲載するおくやみハンドブックの仕様、設置場所、設置期間等は、交野市広告入りおくやみハンドブック無償提供者募集要項(以下「募集要項」という。)で別に定めるものとする。

(広告入りおくやみハンドブック無償提供者の募集方法)

第3条 広告入りおくやみハンドブックの無償提供をする者(以下「無償提供者」という。)の募集は、市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び提出書類その他募集に必要な事項は、募集要項に定めるものとする。

(無償提供者の申込み)

第4条 無償提供者は、募集要項に基づき、「交野市広告入りおくやみハンドブック無償提供申込書」(様式第1号)、「事業提案書」(様式第2号)及び「暴力団の排除に関する誓約書」(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定等)

第5条 提出された書類が応募資格を満たしているか確認した後、応募資格を満たした者が1者のみの場合はその1者を選定し、応募資格を満たした者が2者以上の場合は、くじによる抽選により1者を選定する。

2 抽選等により無償提供者が決定した場合は、応募者に対し「交野市広告入りおくやみハンドブック無償提供者選定結果通知書」により通知する。また、選定した無償提供者の所在地及び名称等については、市ホームページ等において公表するものとする。

(協定書の締結)

第6条 前条第1項の規定により決定した無償提供者と、広告入りおくやみハンドブックの広告内容及び無償提供の手続等に関し協定書を取り交わすものとする。

(広告掲載の範囲)

第7条 おくやみハンドブックに掲載する広告(以下「広告」という。)は、交野市有料広告の取り扱いに関する要綱第3条各号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 意見広告、個人的宣伝又は人材募集に類するもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、おくやみハンドブックに掲載する広告として市長が不適当と認めるもの

(注意事項)

第8条 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にすると

ともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について、あらかじめ本市の承諾を受けなければならない。

3 無償提供者は、広告入りおくやみハンドブックの数量並びに納品の時期及び場所について、本市の指示に従わなければならない。

(無償提供者の義務)

第9条 無償提供者は、おくやみハンドブックの内容に関し、苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

2 無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときは、速やかに本市に報告し、当該おくやみハンドブックを回収し、これに代わるおくやみハンドブックを提供するものとする。

3 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任においておくやみハンドブックを提供するものとする。

(広告入りおくやみハンドブックの使用の中止)

第10条 市長は、市民等に広告入りおくやみハンドブックを提供することが適当でないと認めるときは、おくやみハンドブックの提供を中止するものとする。この場合において、無償提供者は、広告入りおくやみハンドブックを回収の上、これに代わるおくやみハンドブックを提供するものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告入りおくやみハンドブックの作製及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月16日から適用する。